非農地判断における手続の流れ

利 用 状 況 調 査

対象地
①再生利用が困難な農地
②農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない農地

農地・非農地の判断対象地リスト

遊休農地の利用意向調査の対象となる農地の判定等を踏まえた上で作成

事　前　調　査
現地調査の前に事務局で調査

農用地区域、地域計画、土地改良区の地区内、納税猶予農地、農業者年金特定処分対象農地、補助事業の対象農地に該当の有無、他の現地調査の実施の有無、その他

土地所有者等に事前通知

非農地判断を行おうとする場合は、「農地・非農地の判断に係る事前通知書」により通知
所在不明の場合は通知をしない。

非農地判断担当委員を指名

会長が委員及び推進委員の中から３人以上を指名
委員は現地調査を行うか、他の現地調査実施済のため省略するかを決める。

現地調査を省略

土地改良区の意見聴取

対象地が土地改良区の地区内にあるとき

現　地　調　査
対象地の現況を確認

非農地判断担当委員に事務局職員が同行

非農地判断担当委員の協議　⇒　非農地判断の決定

農地

決定できない

総会に報告

非農地判断担当委員が行った非農地判断の結果

総会の議決

非農地判断の決定

農地

非農地

非農地

非農地通知書の交付　（所在不明の場合は交付しない。）

農地に該当すると判断したことの通知

非農地通知一覧表の作成・通知

農地台帳の整理等

非農地通知一覧表の通知先
山口県、周南市（農林課、課税課）、法務局、土地改良区、その他